

執筆者：

E-mail✉ [吉本 祐介](#)

E-mail✉ [レイナー・ファウステイン・ジョナサン¹](#)

E-mail✉ [プートリ・ベニング・ララサティ¹](#)

E-mail✉ [プリスカ・オクタヴィア・ルモコイ¹](#)

インドネシア政府及び企業競争監視委員会（以下「KPPU」といいます。）は、インドネシアの独占禁止法の施行方法の詳細について定めた 2021 年政令第 44 号（以下「本政令」といいます。）及び 2021 年 KPPU 規則第 2 号（以下「本規則」といいます。）を制定しました。

本政令と本規則は、それぞれ 2021 年 2 月 2 日及び 2021 年 5 月 31 日付で発効しています。以下、本政令と本規則の主要な点を説明します。

1. KPPU の決定に対する異議申立てにおける裁定期間の長期化

企業が KPPU の決定に対して提出した異議申立てを裁定する権限は、地方裁判所から商事裁判所に移されました。本政令では、商事裁判所が KPPU の決定について判決を行うまでの期間を、これまでの最長 30 日から最長 12 か月に延長しています。インドネシア政府は、商事裁判所の事務処理上の限界を認識したため、裁判までの期間を延長することにしました。企業の観点からは、期間の延長により、商業裁判所における主張を準備し、提出するための時間が得られやすくなることとなります。

2. 課徴金算定方法の改正

独占禁止法の各違反に対する課徴金は、従来は 10 億ルピアから 250 億ルピアとされてきましたが、本政令と本規則により、(a) 違反者が事業から得た純利益の 50%、または (b) 違反者の関連市場における総売上高（課税前）の 10% のいずれか高い方（いずれも違反期間を基に計算）に改正されました。

3. 課徴金決定の際の KPPU の考慮事項

本規則では、KPPU が課徴金の額を評価する際に、以下の要素を考慮するよう求めています。

- (a) 違反による悪影響（詳細は別途制定される KPPU 規則で定められます）
- (b) 違反期間
- (c) 軽減事情（企業が自発的に行った被害回復など）
- (d) 加重事情（繰り返しの違反など）
- (e) 課徴金を支払う企業の財政能力（課徴金を課すことが企業の事業継続能力に悪影響を及ぼすかどうか）

¹ 提携事務所所属

4. 課徴金支払方法の柔軟化

企業が KPPU に書面で要請した場合、KPPU は、保険、銀行保証、保証書、担保設定、または他の種類の保証提供により、十分な保証を KPPU に提供することを条件に、最長 36 か月の分割払いによる課徴金の支払を認めることができます。

本ニュースレターは、インドネシアの独立の事務所であり、西村あさひ法律事務所と提携関係にある Walalangi & Partners と共同で作成しています。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めている必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 